

兵庫県公報

平成26年2月14日 金曜日 第2568号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部決定（自然環境課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 同上（同）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
公 告	
○ 入札公告（広報課）	8
○ 広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ（同）	10
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	12

告 示

兵庫県告示第125号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成26年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
森区域	総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	平成26年1月29日



兵庫県告示第126号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を次のとおり決定した。

なお、この公園事業の区域を示した図面は、兵庫県庁、但馬県民局並びに養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

(公園事業とする施設の名称)

(位 置)

天滝園地

兵庫県養父市（天滝）



兵庫県告示第127号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 近 藤 和 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号イ 焼入れ施設		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1、No. 2)		
能 力	原材料 5,200kg/日		30m ³ /分・基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		着手後10日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7~7.5	7~7.5	3~8	3~8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3以下	3	200以下	200
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3.9以下	3.9	200以下	200
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1以下	1	200以下	200
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1以下	1	2以下	2
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	200以下	200
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	65以下	65
	鉛 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	—	—	0.01以下	0.01
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	200以下	200
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	28	0/基	0.2/基	

備考 特定施設から出る汚水等は外部委託処理又は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

63号ホ 塵ガス洗淨施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)	
60m ³ /分		製品 400kg/日		治具 8回/日		原材料 10kg/日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
着手後7日		同 左		同 左		着手後5日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
1～3	1	3～5	2.5～8	1～5	1	3～12	3～12
10以下	12	100以下	100	10以下	13	10以下	10
120以下	120	200以下	200	120以下	120	120以下	120
100以下	100	5以下	5	100以下	100	50以下	50
1以下	1	5以下	5	1以下	2	1以下	1.5
10以下	10	200以下	200	10以下	20	10以下	10
—	—	65以下	65	—	—	—	—
—	—	0.04以下	0.04	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3以下	4	200以下	200	3以下	4	—	—
0	0.1	2	3	0.4	0.4	0.05	0.05

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 4)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 5)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 6)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 7)	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
3～12	3～12	7～13	13	9～13	13	3～7	3
10以下	10	10以下	10	10以下	10	10以下	10
120以下	120	120以下	120	120以下	120	120以下	120
50以下	50	50以下	50	50以下	50	50以下	50
1以下	1.5	1以下	1.5	1以下	1.5	1以下	1.5
10以下	10	2,500以下	2,500	—	—	10以下	10
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	2,500以下	2,500	—	—	—	—
0.25	0.25	0.1	0.1	0.68	0.68	0.045	0.05

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 8)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 9)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 10)	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
9～13	13	3～7	3	3～7	3
10以下	10	10以下	10	10以下	10
120以下	120	120以下	120	120以下	120
50以下	50	50以下	50	50以下	50
1 以下	1.5	1 以下	1.5	1 以下	1.5
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	30以下	30	—	—
—	—	—	—	—	—
0.023	0.025	0.225	0.25	0.045	0.05

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 2月14日から同年 3月 7日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第128号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 兵庫パルプ工業株式会社
 丹波市山南町谷川858番地
 代表取締役社長 井 川 雄 治
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 兵庫パルプ工業株式会社
 丹波市山南町谷川858番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	23号チ 抄造施設	
能	力	770 t／日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 9 箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		な し	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7.5	8.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	9	14
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	9	14
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	100	130
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	3	18
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	3	5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		19,100	21,000

- (4) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前			変更後		
排水口名		No. 1	No. 2	No. 3~No. 30	No. 1	No. 2	No. 3~No. 31
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	14,783	5	雨水専用排水口	14,783	5	雨水専用排水口
	最大	14,954	7		14,954	7	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6.5	7		6.5	7	
	最大	6~7.9	6~8		6~7.9	6~8	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	60	20		60	20	
	最大	90	60		90	60	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	60	20		60	20	
	最大	90	60		90	60	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	35	10		35	10	
	最大	65	50		65	50	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	2	30	2	30		
	最大	3	60	3	60		
^酸 含有量 (単位 mg/L)	通常	0.2	4	0.2	4		
	最大	0.3	8	0.3	8		
ダイオキシン類 (単位 pg-TEQ/L)	通常	3	—	3	—		
	最大	5	—	5	—		

備考 既設特定施設を廃止するとともに、汚水等は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年2月14日から同年3月7日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び丹波市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第129号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量及び4級基準点測量)
- 2 作業期間
平成25年12月26日から平成26年3月15日まで
- 3 作業地域
姫路市山田町、加西市畑町、窪田町及び山下町地内

公 告

入札公告

平成26年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務(姫路市の一部及び宝塚市)に係る一般

競争入札を次のとおり実施する。

平成26年2月14日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名

ア 平成26年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（姫路市の一部）

イ 平成26年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（宝塚市）

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)ア及びイについて入札に付する。

落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部広報課

電話（078）362-3019（直通）

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年2月14日（金）から同月20日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 1 (1)アの業務 平成26年2月26日（水）午前10時00分 兵庫県庁第2号館 11階B会議室

イ 1 (1)イの業務 平成26年2月26日（水）午前10時30分 兵庫県庁第2号館 11階B会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年2月24日（月）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

(2) 方法

広報刊行物の紙面構成に対する提案及びホームページのデザイン構成に対する提案並びに業務の実施体制に関する提案を求める。

(3) 提案の対象

ア 広報刊行物の原稿・レイアウト案に対する修正案

(別途修正する広報刊行物を配布する。)

イ ホームページのデザイン案に対する修正案

(別途修正するホームページデザイン案を配布する。)

ウ 業務の実施体制に関する企画案

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

県

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課企画調整係 吉田

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁第2号館4階)

電話(078)362-3018(直通) F A X (078)362-3903

E-mail kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 広報刊行物の編集企画及び制作に当たり、媒体の選定、文章表現、紙(誌)面の構成、レイアウトの作成、写真及びイラストの選定・配置等にわたって質の高い紙面づくりができること。
- (2) 広報刊行物を制作し、発行しようとする県及び県関係団体の職員に対して、質の高い紙面づくりを分かりやすく指導助言ができること。
- (3) 県ホームページの作成に当たり、見出し、文章表現、配色及びレイアウト等の指導助言ができること。
- (4) 県政や県内の地域事情について一定の知識を有すること。
- (5) 上記(1)から(4)までにに関する知識と技能を有する者を、兵庫県企画県民部広報課長(以下「広報課長」という。)が指定する場所及び日時に常時2名以上派遣できること。
- (6) 指導助言の内容を、広報課長に毎月、文書により報告できること。
- (7) 業務の内容について守秘義務を遵守できること。
- (8) その他広報課長の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

平成26年度広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項(以下、「募集要項」という。)は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成26年2月14日(金)から同月21日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成26年2月24日(月)から同年3月3日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答の手続

(1) 質疑

ア 質疑の方法

所定の質疑応答用紙（様式1）により、事務局に郵送、メール又は持参すること。

イ 質疑受付期間

平成26年 2月14日（金）から同月24日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで除く。）

(2) 回答

平成26年 2月26日（水）までに質疑者に郵送する。

6 応募図書等

(1) 応募図書

ア 応募申込書（様式2）

イ 法人概要

ウ 修正案の作品（各8部。そのうち7部はカラーコピーも可。）

エ 修正案の説明書

オ 業務実施体制の企画案

カ 受託予定業務に係る見積書

審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。

(2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

イ 応募図書は、返却しない。

7 応募に要する費用

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び発表の方法

(1) 審査及び選考方法

提案内容の審査及び当選者の選考に当たる選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選定し、それに基づき、県は当選者を決定する。

なお、場合によっては、上位候補者に対し、説明を求めることがある。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。

9 当選者の当選後の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成26年度における広報デザイン室業務を委託する。

10 その他の応募条件等

募集要項による。



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積（㎡）	地目
19	宝塚市千種四丁目160番22	198.90	宅地
20	姫路市田寺東二丁目805番	4,717.20	宅地
21	神崎郡神河町福本字原谷川755番12	162.05	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかつた者
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
平成26年2月14日（金）から同月26日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号19
ア 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成26年3月6日（木）午後10時30分から
- (2) 物件番号20及び21
ア 場所
姫路市北条1-98
兵庫県姫路総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時

平成26年3月3日（月）午前10時30分から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係
電話 (078) 341-7711 内線2550、2551